

特別児童扶養手当のしおり

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉を増進するために児童を監護している方に対して支給される手当です。



● 手当を受ける手続きに必要なもの

この手当は認定請求をしない限り支給されません。手当を受けるには「健康子育て課子育て支援係」に次のものを添付のうえ認定請求をしてください。
(診断書以外の添付書類の証明日は、申請日から1ヶ月以内の日付のものに限ります。)

☐ 戸籍謄本

☐ 申請者名義の通帳

- ゆうちょ銀行を希望される場合は、全銀システム加入の通帳「貯蓄預金」は不可です。

☐ 身体障害者手帳または療育手帳

- 所持なければ不要です。

☐ マイナンバーカード

- 所持なければ、マイナンバー通知カード

☐ 申請者の本人確認書類

- 運転免許証など

☐ 診断書

- 特別児童扶養手当用の診断書様式を役場健康子育て課でお渡ししています。
(障がいの種別によって様式が異なります)
- 診断年月日は認定請求書の提出日の属する月もしくはその前月中のものに限ります。

☐ 印鑑

- 認め印でかまいません。
ただし、スタンプ印は不可です。
- 18歳以上で異なる氏の方がいる場合は、個々の印鑑もお持ちください。

☐ その他

()

1 手当を受給できるとき

- 法令により定められた程度の障がい(※)があると認められた20歳未満の児童を養育する父または母、もしくは父母にかわる当該児童の養育者に該当するとき
障がいの状況に応じて1級・2級に規定されます。
詳しくは、しおり裏面の「障がい程度基準表」をご参照ください。

2 手当を受給できないとき (受給ができなくなるとき)

- 次のような場合は、手当を受給することができません。
- ①対象児童や受給者(申請者)の住所が日本国内にない場合
 - ②対象児童が児童福祉施設等に入所したり里親に預けられている場合
 - ③対象児童が障がいのために公的年金を受けることができる場合

3 手当額(月額)と所得制限について

- 1級 56,800円
- 2級 37,830円

< 所得制限 >

特別児童扶養手当には所得制限があります。申請者(受給者)やその配偶者、扶養義務者の所得が限度額以上であるときは、障がい程度の判定で受給資格を認定されても、その年度(8月から翌年7月まで)の手当は支給されません。

◆新規認定請求時の所得判定について

1月～6月に申請をされる方は申請日の前々年の所得、7月～12月に申請をされる方は申請日の前年の所得で判定します。

◆扶養義務者とは

申請者(受給者)と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹等です。住民票を分離して同居している場合、または、実際には同居していなくても住民票上同居となっている場合は、原則として所得制限の対象になります。

扶養親族数	受給者(申請者)の所得制限限度額
0人	4,596,000円
1人	4,976,000円
2人	5,356,000円
3人	5,736,000円
4人以上	1人 380,000円加算

扶養親族数	配偶者及び扶養義務者の所得制限限度額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人以上	1人 213,000円加算



4 手当の支払いについて

手当の支払いは年3回あり、それぞれ支払月の前4ヶ月分の手当が振り込まれます。
支払日は、各月11日ですが、支払日が土・日・祝祭日の場合はその直前の平日が支払日となります。(※認定の時期によっては支給が遅れる場合もありますのでご了承ください。)

①4月支払…12月～3月分 ②8月支払…4月～7月分 ③11月支払…8月～11月分

◆手当の支給開始

・手当の支給開始月は、認定請求(申請)をした日の翌月となります。

◆手当の支給終了

・手当は対象児童が20歳に達した月分まで支給されます。ただし、障がいの程度が回復したり、手当を受給できなくなる事由が発生した場合はこの限りではありません。

5 受給中におこなう届出

●手当の継続受給に必要な手続き

①所得状況届

特別児童扶養手当の受給者には、毎年8月に所得状況届を提出していただきます。
これは受給者やその配偶者、扶養義務者の所得額を確認するための届出であり、これにより8月分から翌年7月分までの手当の支給について審査されます。

②有期再認定

特別児童扶養手当は、支給対象児童の障がいの程度を定期的に確認するため、1年から2年程度の期間を定めて受給資格が認定されます。これを有期認定といい、有期認定の受給者には、期限までに診断書を提出していただきます。なお、認定の期間は障がいの種類や程度により異なります。

どちらも、手続きの時期が近くなりましたら役場から手続きについての案内が届きますので、受付期間内に必要書類を提出してください。
必要書類の提出がない場合は、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●その他、届出が必要なとき

次のような場合は届出が必要です。

手続きに必要なものをご案内いたしますので、担当係までご連絡ください。

- ①手当を受給することができなくなる事由が発生したとき（「2 手当を受給できないとき」参照）
- ②対象児童の数に増減があったとき
- ③受給者や対象児童の氏名が変わったとき
- ④住所が変わったとき
- ⑤手当の振込先口座を変更したいとき
- ⑥所得の高い扶養義務者と生計をともにしたり別にしたとき

●お問い合わせ先●

高島町健康子育て課
子育て支援係

☎ 52-2864(直通)



障がい程度基準表

※身体障害者手帳や療育手帳の判定基準とは異なります。

1 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障がいをするもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをするもの
	6 両下肢の機能に著しい障がいをするもの
	7 両下肢の足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをするもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障がいもしくは症状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障がいをするもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声または言語機能に著しい障がいをするもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障がいをするもの
	8 一上肢の機能に著しい障がいをするもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいをするもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障がいをするもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをするもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障がいもしくは症状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの